

令和6年度輸入食品監視指導結果、 令和7年度輸入食品監視指導計画並びに 令和7年度検査命令及びモニタリングの概要について

令和7年4月25日

神戸検疫所

食品監視課

食品監視第二課

1. 令和6年度輸入食品 監視指導結果 (速報値)

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和6年度輸入食品監視指導計画監視結果（速報値）

❖ 届出件数

- ◆ 全国 2,466,543件 （前年比105%）
- ◆ 一課 104,266件 （前年比105%）
- ◆ 二課 87,501件 （前年比101%）

❖ 検査件数（全国）

- ◆ 検査命令 70,041件
- ◆ モニタリング検査 47,664件
- ◆ 指導検査等 87,924件

❖ 違反件数（届出件数あたりの違反率）

- | | | | |
|------|-------------|------|-------------|
| ◆ 全国 | 715件（0.03%） | ※前年度 | 763件（0.03%） |
| ◆ 一課 | 44件（0.04%） | | 65件（0.07%） |
| ◆ 二課 | 27件（0.03%） | | 33件（0.04%） |

（令和7年4月14日現在）

2. 令和7年度輸入食品 監視指導計画

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

輸入食品監視指導計画について

❖ 輸入食品監視指導計画について

- ◆ 輸入時の検査や輸入者の監視指導等を効果的かつ効率的に実施し、輸入食品等の一層の安全性確保を図るため、食品衛生法第23条に基づき、輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画を策定するもの。

❖ 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

- ◆ 食品安全基本法第4条において、食品の安全性の確保は、国の内外における食品供給の行程の各段階において必要な措置が適切に講じられることにより行わなければならないとされている。この観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の3段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

令和7年度輸入食品監視指導計画について

輸入時の監視指導のポイント

- ① 輸入者への自主的な衛生管理の実施
 - ・ いわゆる健康食品に対する健康被害情報の確認や指定成分等含有食品の指導
 - ・ 食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度に関する周知及び指導
 - ・ 輸入届出の内容と実際の貨物が同一であることの確認の指導
- ② モニタリング検査の実施
 - ・ 残留農薬等のポジティブリスト制度による残留農薬検査等の継続
 - ・ 食中毒事例や病原微生物等の健康被害発生の高いと考えられる項目の重点的な検査
 - ・ 違反状況、海外情報等に応じたモニタリング検査の実施
- ③ モニタリング検査以外の行政検査の推進
- ④ 検査命令の実施（対象国の明確化）
- ⑤ 包括的輸入禁止措置の検討
- ⑥ 海外からの問題発生情報等に基づく緊急対応
- ⑦ 輸入者に対する輸入前相談

3. 令和7年度検査命令 及びモニタリング計画

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和7年度検査命令について

❖検査命令

- ◆自主検査やモニタリング検査、国内での収去検査等において法違反が判明するなど、**法違反の可能性が高いと見込まれる食品等**について、輸入者に対し、輸入の都度、実施を命じる検査
- ◆輸入者が費用負担、**検査結果判明まで輸入不可**

❖令和7年度の主な変更点

- ① 対象国が「全輸出国」項目の見直し
- ② アフラトキシン及びサイクラミン酸における検査命令対象製造者の一部削除と追加
- ③ 米国産アーモンドの検査命令免除要件の追加

令和7年度検査命令について

検査命令の実施における対象国の明確化について

① 全輸出国の見直し

- 科学的知見、検査や改善等状況を踏まえた見直しをおこなう
- 国ごとの改善等の状況、過去の輸入実績等を精査し、各国のリスクに応じた監視体制の拡充を図る
- 国単位での衛生管理や改善等の取組みを促すことで、輸入食品のさらなる安全性確保を図る

令和7年度（令和7年4月15日現在）		令和6年度	
対象国・地域	製品検査の対象食品等	対象国・地域	製品検査の対象食品等
イラン、スペイン、トルコ、 フランス	乾燥いちじく	全輸出国	乾燥いちじく
イラン	ピスタチオナッツ		ピスタチオナッツ
ペルー	ブラジルナッツ		ブラジルナッツ、アーモンド、チリペッパー、レッドペッパー、ナツメグ及びハトムギ
スペイン、米国	アーモンド		
イタリア、インド、タイ、 中国 、ネパール、パキスタン	チリペッパー及びレッドペッパー		
インドネシア	ナツメグ		
タイ、ラオス	ハトムギ		落花生及びその加工品（落花生を10%以上含有するものに限る。）
アルゼンチン、インド、インドネシア、ガーナ、スリランカ、タイ、台湾、中国、トルコ、フィリピン、ブラジル、米国、南アフリカ共和国	落花生及びその加工品（落花生を10%以上含有するものに限る。）		
（削除）	（削除）		ミックススパイス及びミックスナッツ
（削除）	（削除）		すじこ

※アフラトキシン命令対象食品を含む加工品の自主検査（命令対象加工品を除く）指導対象も国ごとになります

令和 7 年度検査命令について

① 全輸出国の見直し

- ・ アフラトキシン命令対象外となった国のうち、**一部はモニタリング30%強化対象**へ移行（モニタリング通知別表 2 に追加）

インド	： ピスタチオナッツ、ナツメグ
カナダ	： 落花生及びその加工品
バングラデシュ	： 落花生及びその加工品
ベトナム	： 落花生及びその加工品
スリランカ	： ナツメグ
ネパール	： ナツメグ
ブラジル	： ブラジルナッツ

② アフラトキシン及びサイクラミン酸の命令対象製造者

- ・ アフラトキシンについては19カ国34製造者が削除
- ・ サイクラミン酸については中国が 7 製造者、ベトナムが 1 製造者削除
- ・ 中国産赤とうがらし、花椒又は落花生を含む食品のアフラトキシンについては、**1製造者追加**となった

令和7年度モニタリング計画について

❖モニタリング検査

- ◆多種多様な輸入食品について、**食品衛生上の状況について幅広く監視し、必要に応じて輸入時検査を強化する等の対策を講じることを目的**として、国が年間計画に基づいて実施する検査
- ◆国が費用負担、**検査結果の判明を待たずに輸入可能**

【令和7年度モニタリング計画】

(令和7年3月28日健生食輸発0328第2号「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について 別添)

I 輸入食品等モニタリング検査実施要領

7 その他（1）モニタリングの強化

令和7年度輸入食品監視指導計画に基づき実施するモニタリング検査の強化については、**頻度を30%**とし、対象は**別表第2**に示すとおりとする。

また、法違反判明時の当該製造者、製造所、輸出者又は包装者等に対しては、**輸入の都度、自主検査**を実施することとし、対象は**別表第3**に示すとおりとする。

→**30%強化対象は別表第2**

→**100%自主検査対象は別表第3**

令和7年度モニタリング計画について

モニタリング検査計画数 約100,000件

※ 落花生、おくら、ごまの種子、バナナの残留農薬、穀類・種実加工品
のかび毒などを強化

検査項目	令和7年度	令和6年度
残留農薬	25,530	26,290
成分規格（大腸菌群等）	14,000	13,830
添加物	12,600	12,620
病原微生物（リステリア等）	15,310	15,420
抗菌性物質等	13,320	12,800
カビ毒（アフラトキシン等）	7,620	7,420
遺伝子組換え	950	950
放射線照射	670	670
検査強化品目（SRM除去確認含む）	10,000	10,000
合 計	100,000	100,000

モニタリング検査の件数は、

- ① 統計学的手法に基づき、特定の食品群に1%以上の違反食品が含まれている場合、一定の信頼度（95%）で、1件以上の違反を発見することができる検査件数（299件）を基本としつつ、
- ② さらに、輸入件数、輸入重量、過去の違反率、違反内容の危害度を勘案し、171の食品群ごと、残留農薬等の検査項目ごとに、

参考：ホームページでの確認方法

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



※スマートホンの場合は
トップページ右上の
「メニュー」を開くと
①「テーマ別に探す」
が表示されます



参考：ホームページでの確認方法

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

本文へ お問合わせ窓口

Google カスタム検索

ホーム

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 > 輸入食品監視業務

健康・医療 **輸入食品監視業務**

報道発表資料 **施策紹介** 関連情報

施策紹介

輸入手続

海外から日本国内へ食品等を販売などの目的で輸入する際に必要な手続について掲載しています。

違反事例

輸入時検査等において食品衛生法違反となった事例を掲載しています。

監視指導・統計情報

輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果及び輸入食品監視統計、検査命令、モニタリング検査、その他の通知等について掲載しています。

輸出国対策

二国間協議、現地調査、技術協力等の輸出国における対策を掲載しています。

健康・医療 **監視指導・統計情報**

令和7年度 令和6年度 令和5年度 令和4年度 令和3年度
令和2年度 令和元年度

このページでは、輸入食品監視指導計画に基づく監視指導及び統計情報等に関する情報を掲載しています。平成30年度以前のデータは[こちら](#)。

令和7年度

監視指導

輸入食品監視指導計画
検査命令実施通知
モニタリング検査実施通知

参考：ホームページでの確認方法

↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 > 輸入食品監視業務 > 監視指導・統計情報 > 令和7年度輸入食品等モニタリング実施通知

令和7年度モニタリング実施通知 ⑧

- ▶ 「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について（厚生食輸発0328第2号）
- ▶ モニタリング検査実施通知

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について（厚生食輸発0328第2号）

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

⑨ 令和7年度輸入食品等モニタリング計画の実施について【PDF形式】 [29KB] □

- ▶ PDF 別添【PDF形式】 [283KB] □
- ▶ PDF 別表第1【PDF形式】 [66KB] □
- ▶ PDF 別表第2【PDF形式】 [7KB] □
- ▶ PDF 別表第3【PDF形式】 [48KB] □
- ▶ PDF 別表第4【PDF形式】 [60KB] □
- ▶ PDF 別表第5【PDF形式】 [41KB] □
- ▶ PDF 別表第6【PDF形式】 [27KB] □
- ▶ PDF 別表第7【PDF形式】 [35KB] □
- ▶ PDF 別表第8【PDF形式】 [46KB] □

別表第2、第3は随時更新されます。

※令和6年度は年間約60回更新

定期的に確認をしましょう！

別添

モニタリング計画

別表第2

30%モニタリング強化

別表第3

100%自主検査

別表第4～6

開梱数、採取量

ご清聴ありがとうございました

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

参考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

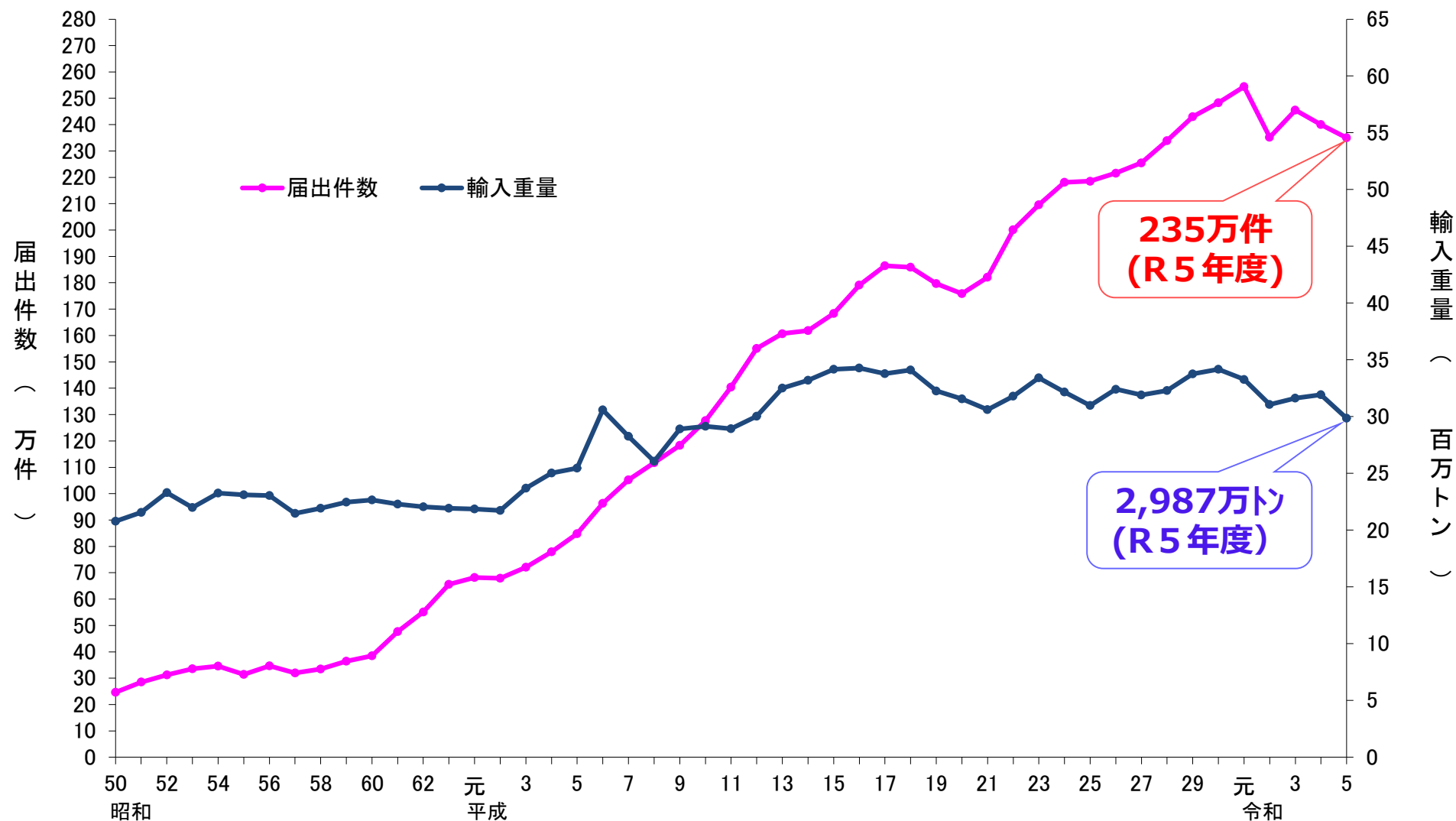
令和5年度 全国の輸入状況

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

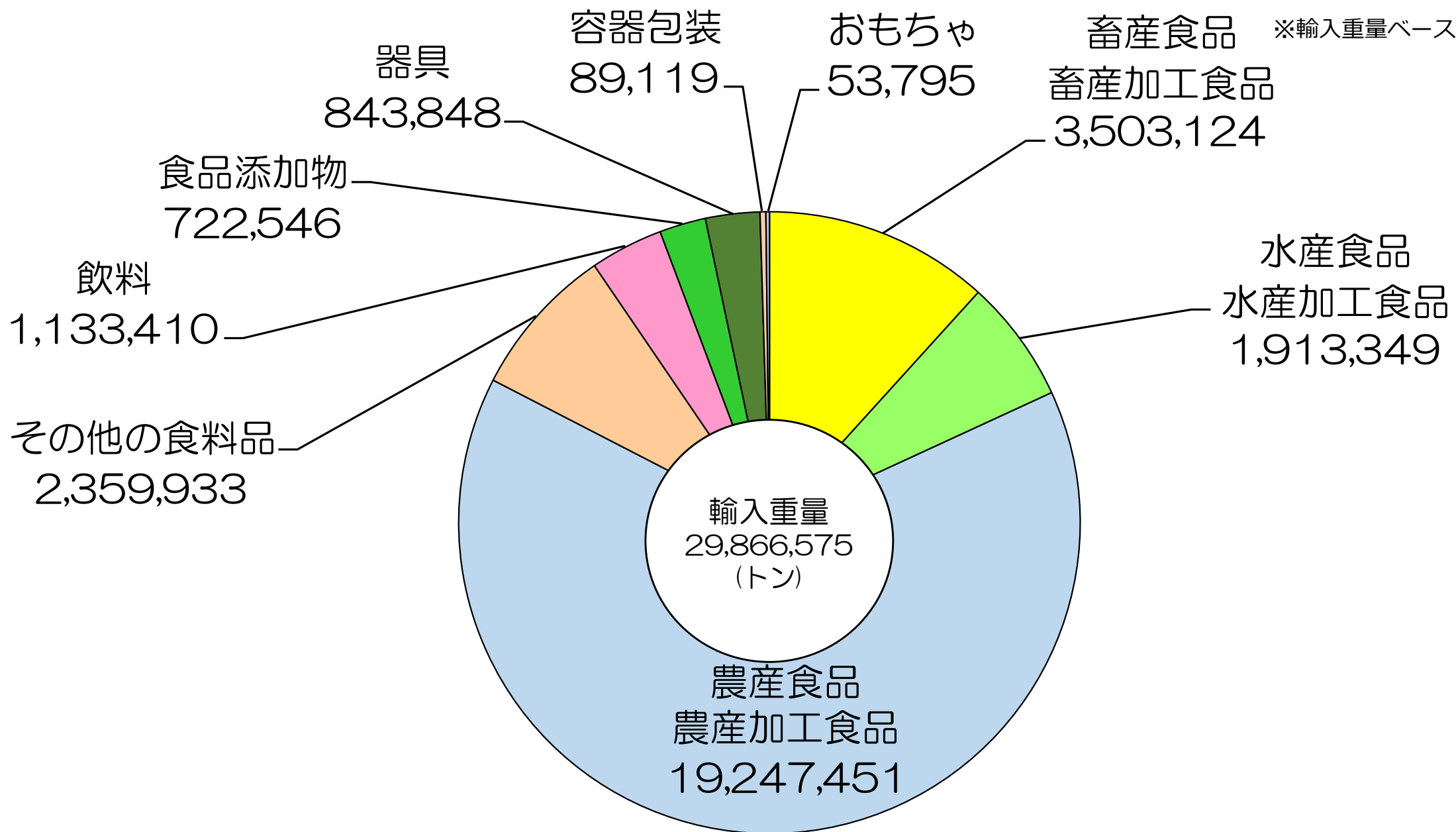
食品等の輸入届出件数・重量推移



* 昭和50年から平成18年は年次、平成19年以降は年度

(資料出所) 厚生労働省「輸入食品監視統計」(令和5年度)

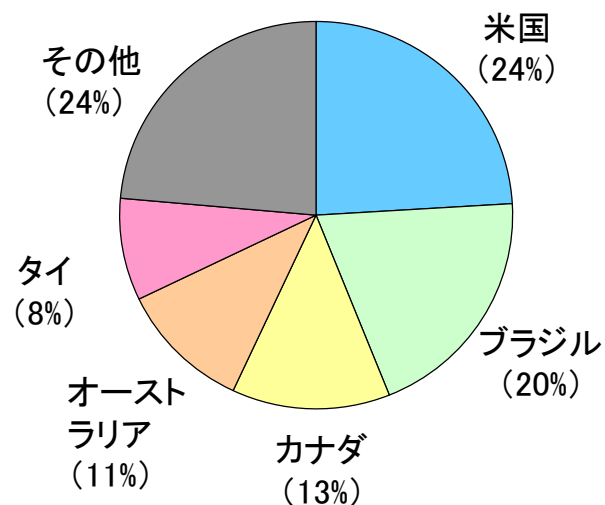
食品等の輸入の状況（令和5年度）



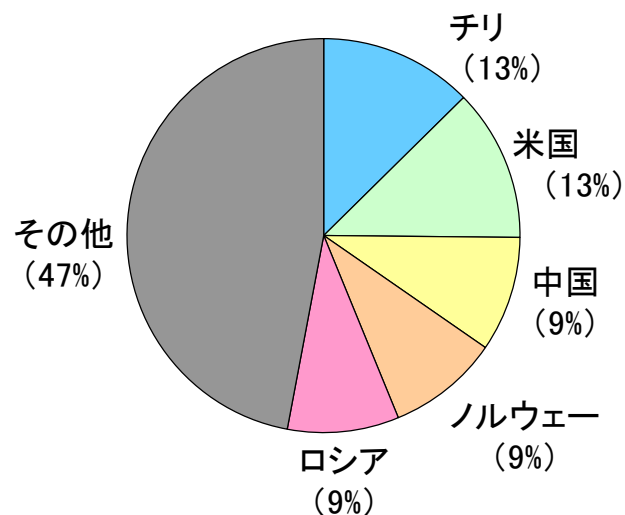
食品別輸入量上位5ヶ国 ①（令和5年度）

※輸入重量ベース

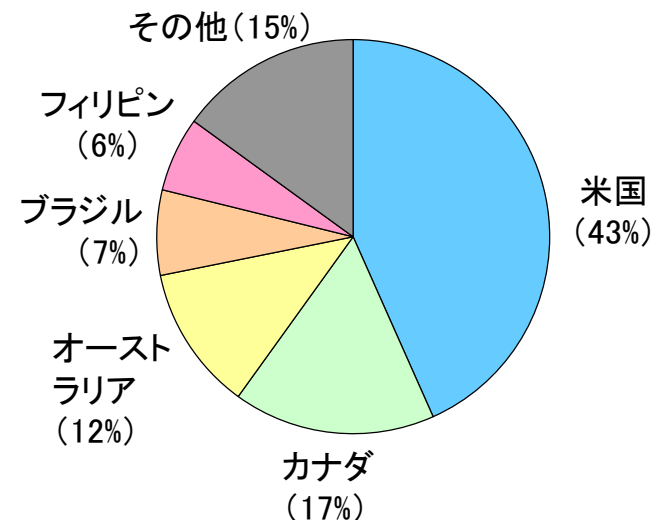
畜産食品



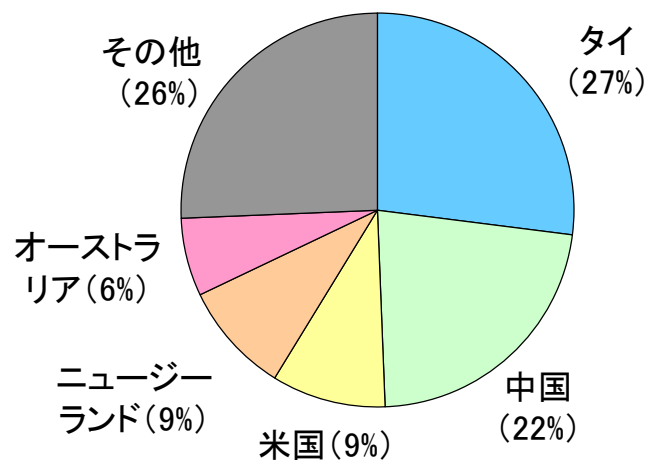
水産食品



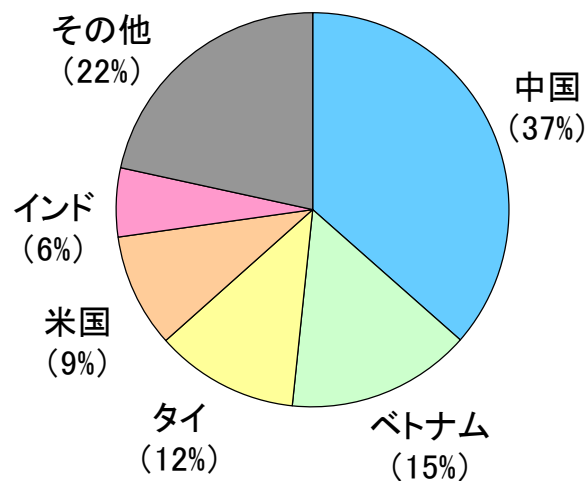
農産食品



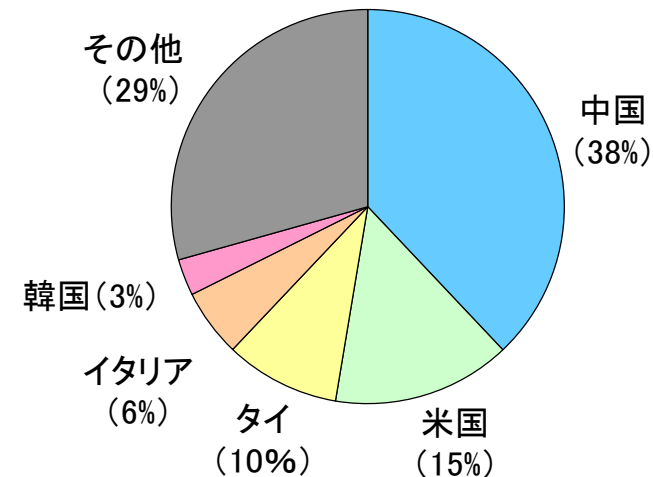
畜産加工食品



水産加工食品



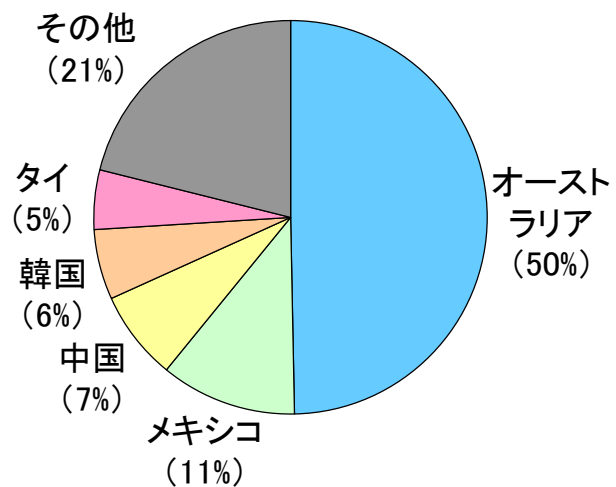
農産加工食品



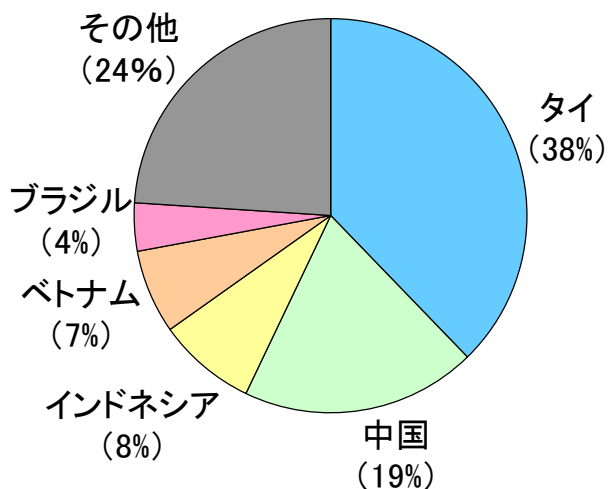
食品別輸入量上位5ヶ国 ②（令和5年度）

※輸入重量ベース

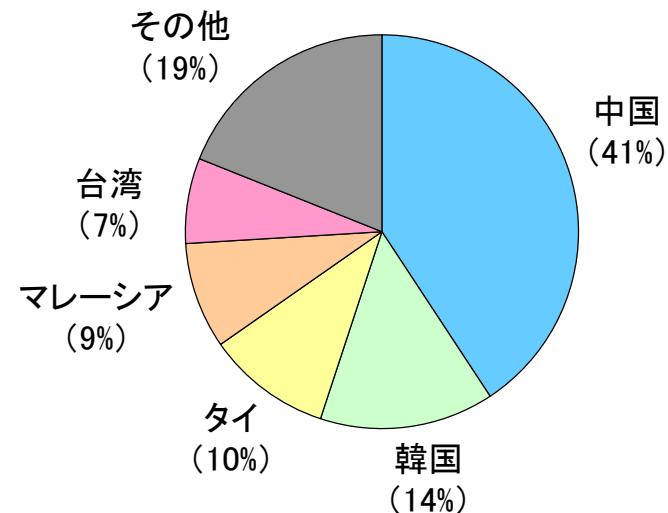
その他の加工食品



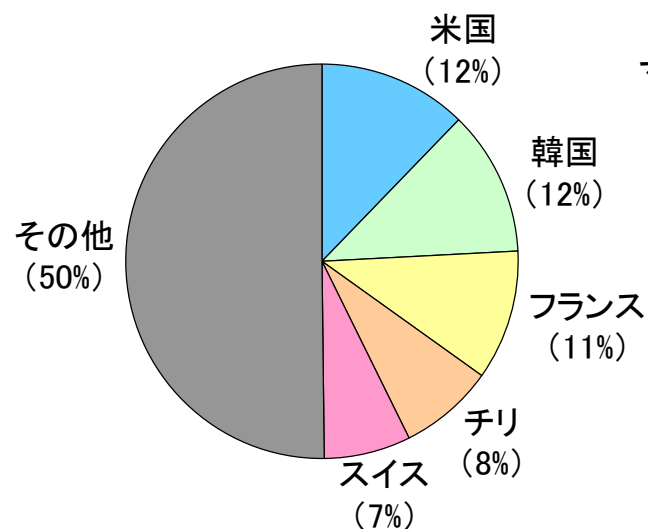
食品添加物



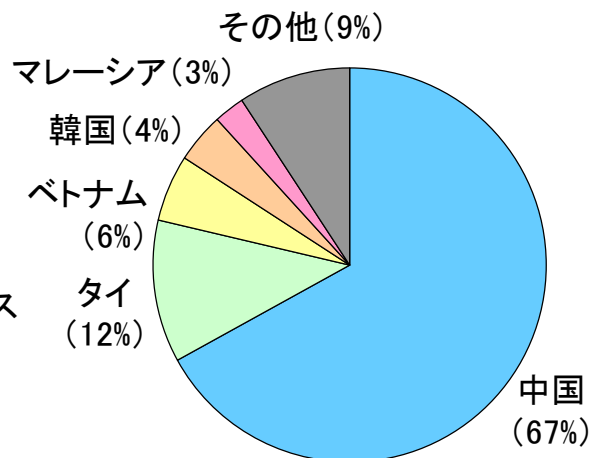
容器包装



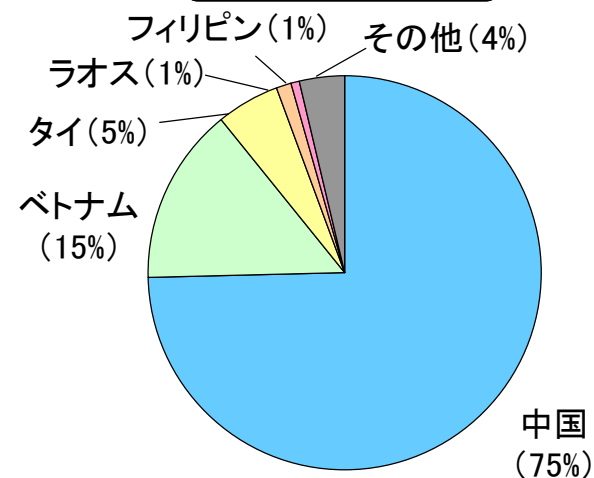
飲料



器具



おもちゃ



令和5年度 監視指導結果

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和5年度輸入食品監視指導計画監視結果

❖ 届出・検査・違反状況

- ◆ 届出件数 2,350,033件
- ◆ 検査件数 199,272件（検査率8.5%）
（検査命令 62,333件、モニタリング検査 50,060件、指導検査等 85,596件）
- ◆ 違反件数 763件（届出件数の0.03%）

❖ モニタリング検査実施状況

- ◆ 計画数延べ100,109件に対し、延べ101,096件実施（実施率約101%）

❖ モニタリング検査強化移行品目

- ◆ 27の国・地域の62品目

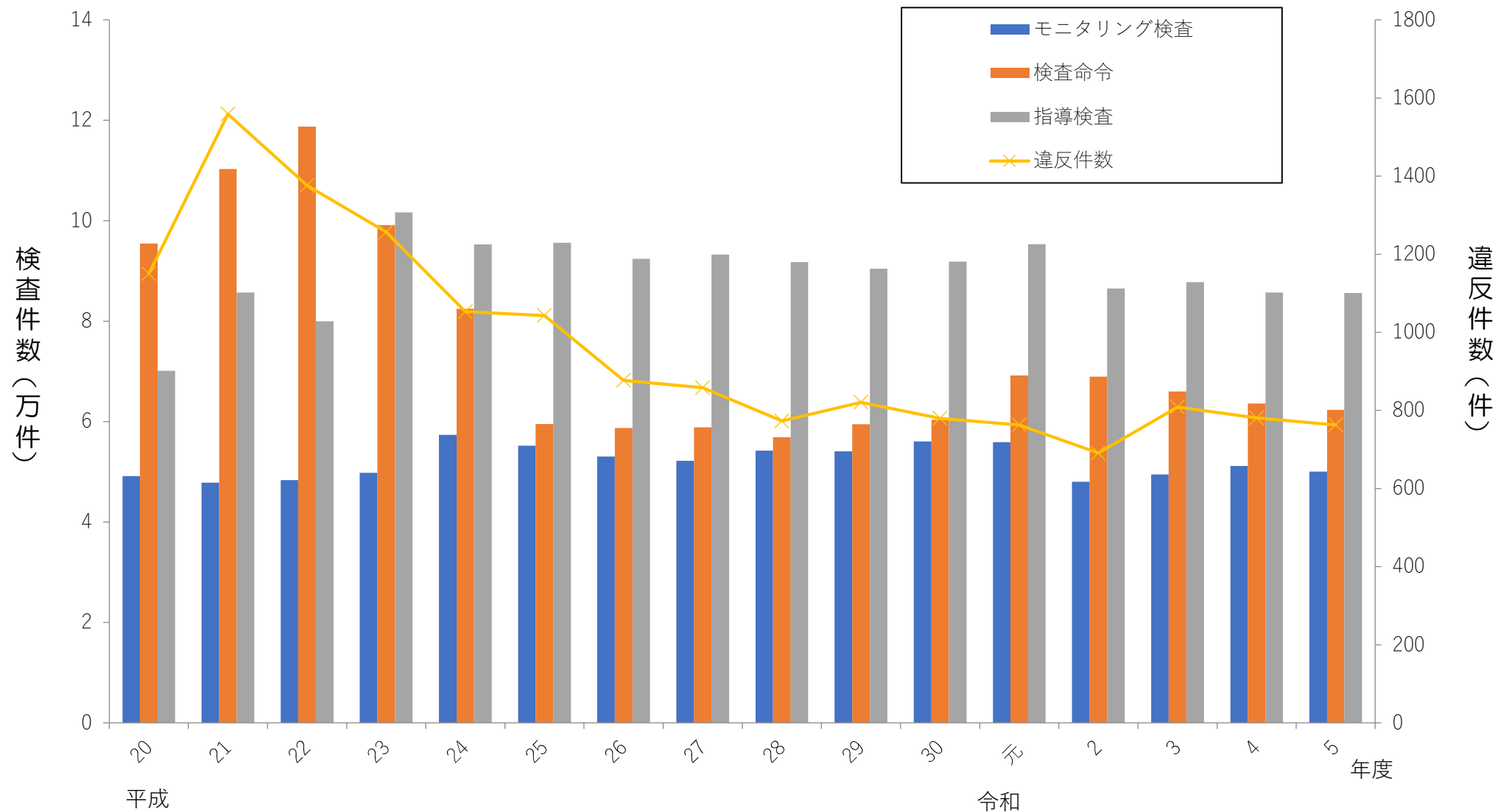
❖ 検査命令移行品目

- ◆ 16の国・地域の27品目

❖ 検査命令対象品目

- ◆ 全輸出国 4 品目及び39の国・地域の111品目（令和7年4月1日時点）

輸入時の検査・違反件数の推移



主な食品衛生法違反内容（令和5年度）

違反条文		違反件数	構成比(%)	主な違反内容
6	販売等を禁止される食品及び添加物	226（延数） 224（実数）	27.8	アーモンド、とうもろこし、ピスタチオナッツ、落花生等のアフラトキシンの付着、キャッサバ等からのシアン化合物の検出、ブランドーからのメタノールの検出、しそからの腸管出血性大腸菌O26の検出、二枚貝からの麻痺性貝毒、下痢性貝毒の検出、米、小麦、菜種、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗（異臭・カビの発生）
10	病肉等の販売等の禁止	8（延数） 8（実数）	1.0	衛生証明書の不添付
12	添加物等の販売等の制限	42（延数） 39（実数）	5.2	指定外添加物(TBHQ、アゾルビン、キノリンイエロー、ケイ酸アルミニウムカリウム、サイクラミン酸、ブリリアントブラックBN、ホウ酸、硫酸マンガン、ヨウ化カリウム、ヨウ素化塩)の使用
13	食品又は添加物の基準及び規格	495（延数） 459（実数）	61.0	農産物及びその加工品の成分規格違反（農薬の残留基準超過、 <i>E.coli</i> 陽性等）、畜水産物及びその加工品の成分規格違反（動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過等）、その他加工食品の成分規格違反（大腸菌群陽性等）、添加物の使用基準違反（ソルビン酸、二酸化硫黄等）、添加物の成分規格違反、安全性未審査遺伝子組換え食品の検出等
18	器具又は容器包装の基準及び規格	38（延数） 32（実数）	4.7	材質別規格等の違反
68	おもちゃ等への準用規定	3（延数） 3（実数）	0.4	おもちゃの規格違反
計		812（延数） ※763（実数）		※第6条第3号及び第13条第2項違反が1件 第12条及び第13条第2項違反が1件

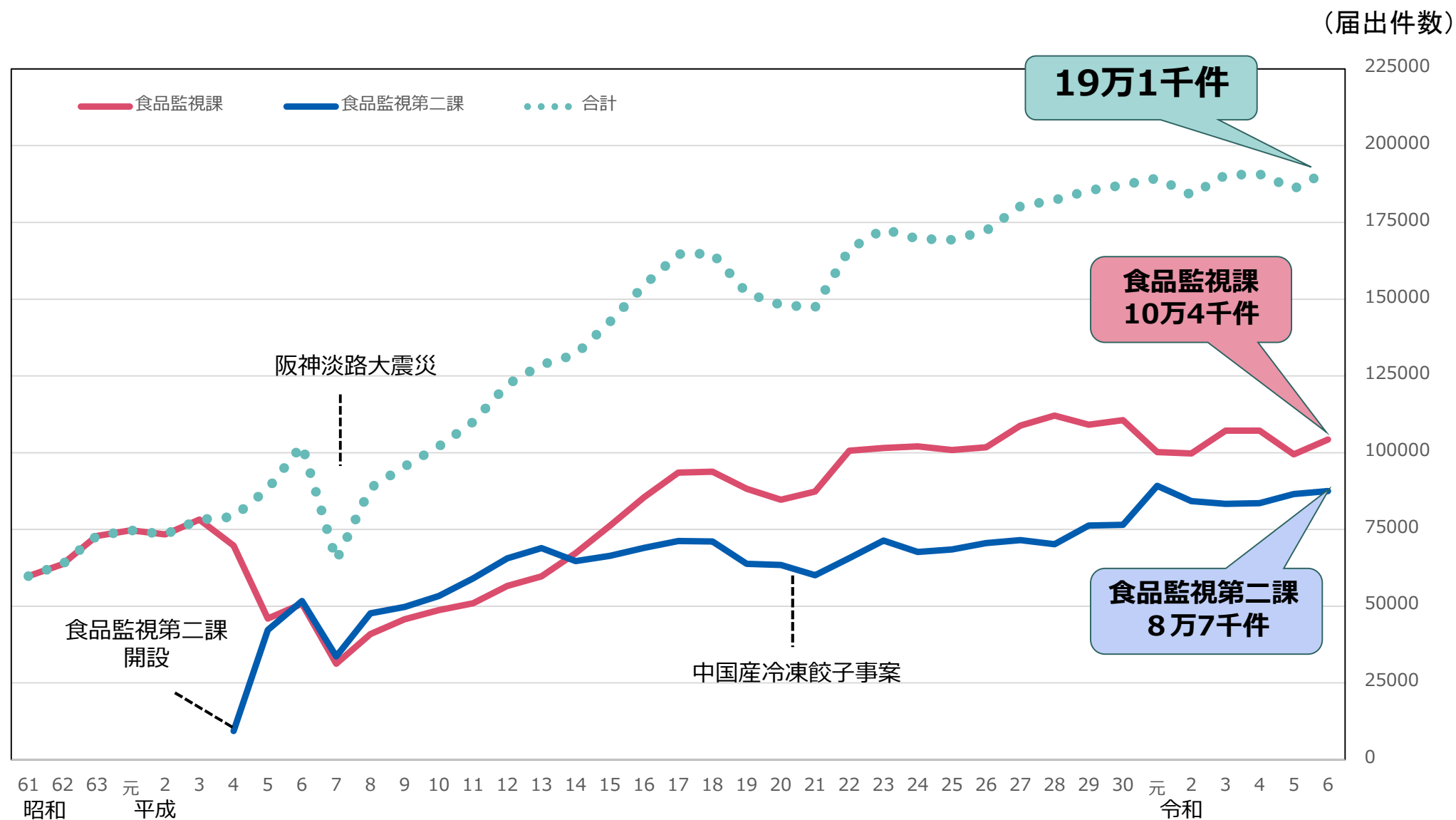
令和 6 年度 監視指導結果 (速報値)

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

神戸検疫所における輸入状況①

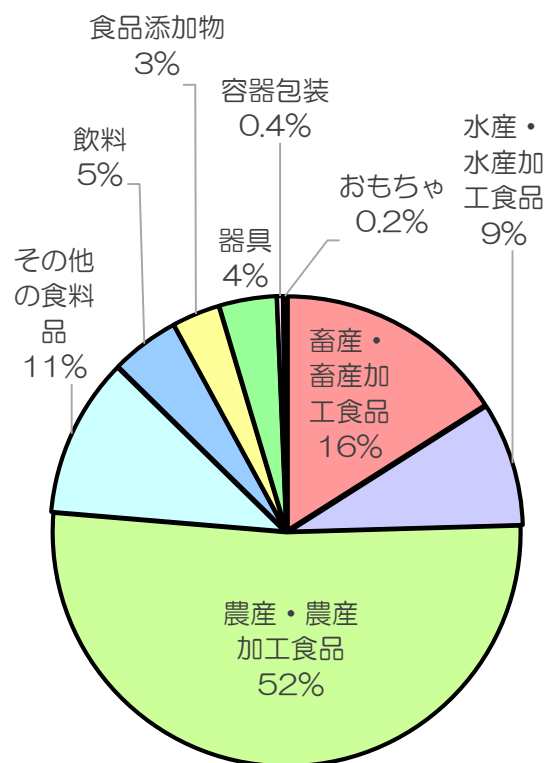


(平成18年までは年次、平成19年以降は年度)

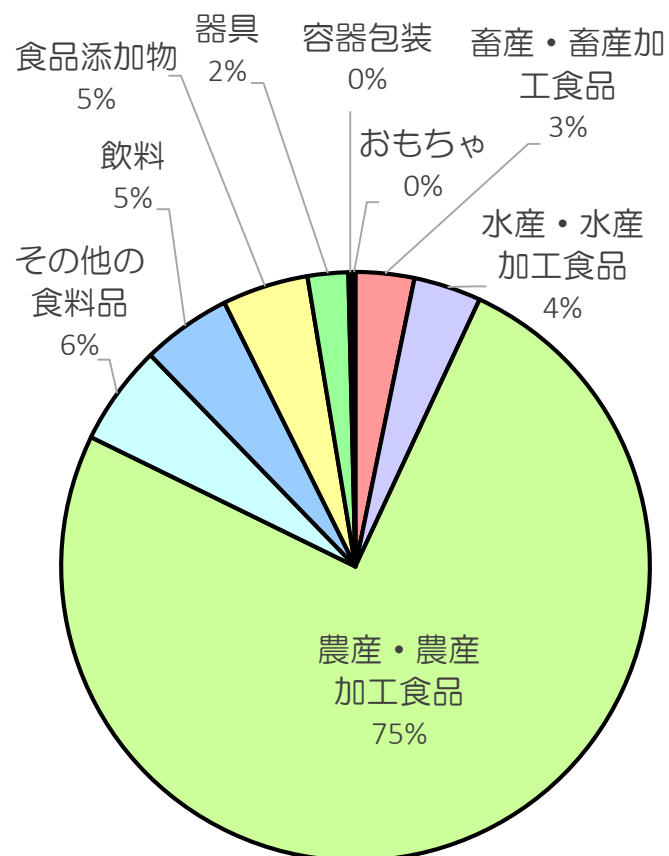
(令和7年4月15日現在)

神戸検疫所における輸入状況②

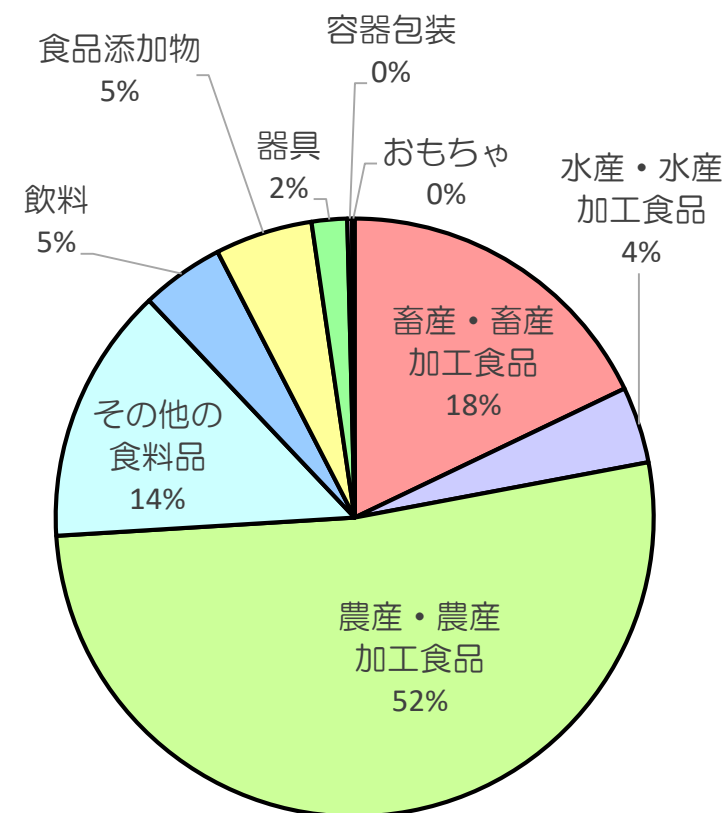
全国



神戸
食品監視課



神戸
食品監視第二課



※輸入重量ベース

神戸検疫所における違反状況

食品監視課（44件） 食品監視第二課（27件）

届出件数に占める違反の割合 0.04%

- ・ 検査命令 31件
- ・ 指導検査等 26件
- ・ モニタリング検査 14件

（令和7年4月15日時点）

神戸検疫所における違反状況

違反条文		違反件数 (延数)	構成比 (%)	主な違反内容	主な原因
6	販売を禁止される食品及び添加物	25	35.2	落花生、落花生加工品、アーモンド、乾燥いちじく、ピスタチオナッツ、ごま等のアフラトキシンの付着、小麦、米、菜種等の輸送時における事故による変敗・カビの発生	・天候不良 ・選別不良 ・原料の衛生管理不足 ・航海中の水濡れ、結露
12	添加物等の販売等の制限	2	2.8	指定外添加物（TBHQ、フマル酸第一鉄）の使用	・他国向け製品の誤出荷 ・輸入者の認識不足
13	食品又は添加物の基準及び規格	44	62.0	農産物、水産物及びそれらの加工品の成分規格違反（農薬の残留基準違反、大腸菌群陽性 等）、添加物の使用基準違反（ソルビン酸、二酸化硫黄 等）、添加物の成分規格違反（ソルビン酸の強熱残分）	・農薬管理不足（ドリフト等） ・温度管理不足（保管時） ・衛生管理不足（作業員の手洗い等） ・製造不良（攪拌不足、製造方法の無断変更） ・輸入者の認識不足 ・他国向け製品の誤出荷
18	器具又は容器包装の基準及び規格	0	0		

輸入相談業務

輸入食品監視指導業務等説明会



令和7年4月25日（金）
神戸検疫所 食品監視課
輸入食品相談指導室



本日の内容

1. 輸入前相談の目的
2. 輸入相談実績
3. 相談の手順
4. 相談時の指導項目
5. 相談室からのお知らせ





OSAKA, KANSAI, JAPAN

EXPO
2025

©Expo 2025

1. 輸入前相談の目的

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

輸入前指導の目的

輸入者による自主的な衛生管理の推進

- 法違反の未然防止
- 適切な輸入届出

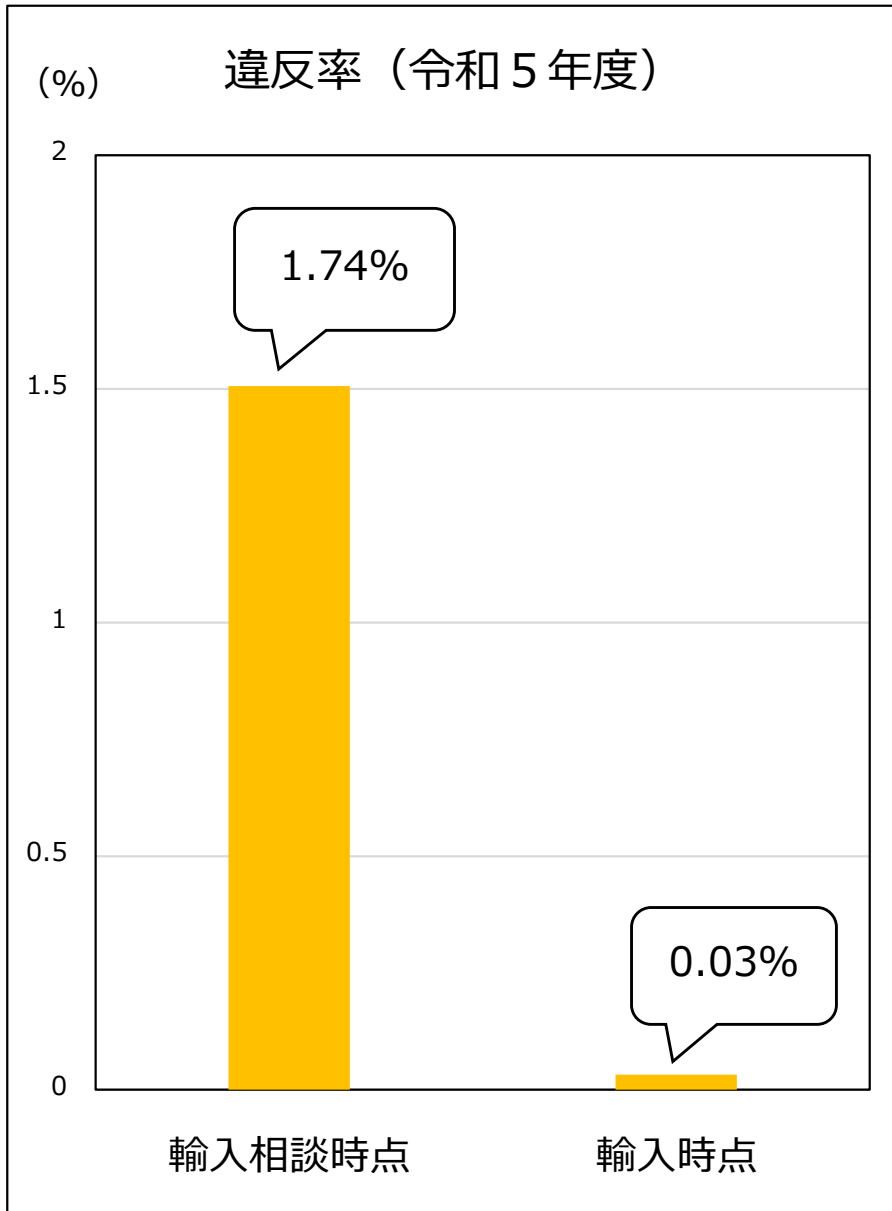
● 輸入食品相談指導室

全国13検疫所本所（小樽、仙台、成田空港、東京（羽田空港含む）、横浜、新潟、名古屋、大阪、関西空港、神戸、広島、福岡、那覇）に設置。

検疫所イメージキャラクター
クアラン



輸入前相談と輸入時の違反率



輸入前相談時点で判明するが多い。

⇒輸入前相談により効果的に輸入食品の法違反の防止が可能。

①輸入届出件数：2,350,033件

輸入時に判明した違反件数：763件

②輸入相談実施件数：23,266件

相談時に判明した違反該当件数：404件

（資料出所）厚生労働省「令和5年度における輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」



OSAKA, KANSAI, JAPAN

EXPO
2025

©Expo 2025

2. 令和 6 年度輸入相談実績

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

神戸検疫所の輸入相談実績（令和6年度）

輸入相談実施件数 644件

品目別輸入相談件数 1,383件

品目別違反該当件数 23件（相談件数の3.57%）

条文別違反該当件数

第12条違反 16件

第13条違反 16件

合計(実数) 23件

合計(延数) 32件



神戸検疫所の輸入相談時の違反内容（令和6年度）

違反条文		違反件数 (延数)	構成比 (%)	主な違反内容
12	添加物等の販売等の制限	16	50.0	● 指定外添加物（ヨウ素、サイクラミン酸、脂肪酸のマグネシウム、ヨウ素酸カリウム、フィトナジオン、硫酸マンガン、カルボキシメチルセルロース、Flavanone-3-Hydroxylase、グルタミントランスアミナーゼ、硫酸亜鉛、フィトナジオン、カルミン、塩化亜鉛)の使用
13	食品又は添加物の基準及び規格	16	50.0	● 添加物の使用基準違反 ・ 対象外使用（ソルビン酸カリウム、安息香酸ナトリウム、炭酸水素カリウム トコフェロール酢酸エステル、ビオチン） ・ 過量使用（ソルビン酸カリウム、安息香酸ナトリウム、ポリソルベート80） ・ 過量残存（二酸化硫黄） ● 清涼飲料水の製造基準不適合 ● 放射線照射 ● 対象外の搾乳



OSAKA, KANSAI, JAPAN

EXPO
2025

©Expo 2025

3. 相談の手順

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

資料の用意①

相談アイテム毎に、下記内容がわかる資料を製造者等より入手し用意

未加工食品	①輸出者、所在地 ②包装者、所在地
加工食品	①製造者、所在地 ②製造所、所在地 ③原材料（食品添加物を含む場合は、物質名、使用量） ④製造加工方法 ⑤容器包装の材質 ⑥保管方法 ⑦用途
食品添加物	①製造者、所在地 ②製造所、所在地 ③物質名 ④添加物製剤の場合は、成分 ⑤使用目的 ⑥容器包装の材質 ⑦保管方法
器具 容器包装	①製造者、所在地 ②製造所、所在地 ③食品が触れる部分の材質（組み合わせ器具の場合は、展開図、部品リスト）
指定おも ちゃ	①製造者、所在地 ②製造所、所在地 ③材質 ④可塑化された材質の有無 ⑤可塑化された材質の場合は可塑剤の物質名 ⑥塗膜の材質 ⑦使用・販売方法（遊び方、対象年齢、販売先等）

資料の用意②

事前調査整理票

(神戸検疫所の参考様式)



その他

- 商品サンプル
- カタログ 等

神戸検疫所輸入食品相談指導室 参考様式

事前調査整理票

相談者	名 称	株式会社厚生海運		
	所在地	神戸市兵庫区遠矢浜1-1		
	担当者	検査太郎	連絡先	tel 078-000-0000 fax 078-000-0000
輸入者	名 称	厚生商事株式会社		
	所在地	東京都千代田区霞が関1-2-2		
	担当者	東京一郎	連絡先	tel 078-000-0000 fax 078-000-0000
相談内容 (できるだけ具体的に 記載してください)		☐ 事前調査項目 ☐ 輸入手続き ☐ 届出添付資料 ☒ 自主検査項目 ☐ 食品添加物 ☐ 残留農薬等 ☐ 届出手続 ☐ 届出の記載方法 ☒ その他 殺菌条件が製造基準を満たすか確認したい。		
生産国		中国		
製造者名、所在地		☐ 別紙参照 ABC PREFECTURE FOREIGN TRADE & RELATION CORP. 103 JINYU STREET CHENGDU, CHINA		
製造所名、所在地		☐ 別紙参照 ABC PREFECTURE FOREIGN TRADE & RELATION CORP. 103 JINYU STREET CHENGDU, CHINA		
種 別		☒ 食品 ☐ 食品添加物 ☐ 器具 ☐ 容器包装 ☐ おもちゃ		
商品の種類、名称		清涼飲料水 黒烏龍茶		
原材料(材質)		☐ 別紙参照 茶葉、水		
食品添加物の 名称、用途、使用量 *使用量は使用基準がある場合記入		☐ 別紙参照 レースコルビン酸ナトリウム(酸化防止剤) 安息香酸ナトリウム(保存料) 0.50g/Kg		
製造方法		☐ 別紙参照 茶葉抽出-調合一殺菌(130℃、15秒) -自動充填-自動密栓-ラベリング-包装		
容器包装の材質 内容量		ペットボトル 500ml		
保存方法		☒ 常温 ☐ 冷蔵 ☐ 冷凍 ☐ その他()		
使用用途		☒ 小売用 ☐ 製造加工原料 ☐ その他()		
使用方法		そのまま飲用		
自主検査予定項目		清涼飲料水成分規格、安息香酸、サイクラミン酸		
輸入予定港・時期		☒ 神戸 ☐ 関西空港 ☐ 大阪 ☐ その他 輸入時期:2016年4月		

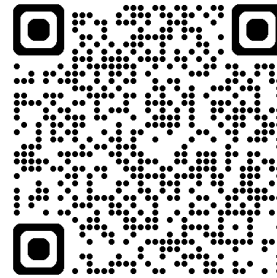
相談の予約

1. 相談日 月曜日～金曜日
(祝日、年末年始を除く)
2. 相談時間 8:30～12:00、13:00～17:15
3. 相談方法 原則として、面談方式。
過去に食品等の輸入実績がある輸入者
で、検査項目の助言等簡易な相談内容
であれば、FAX等による相談も受付。
4. 相談費用 無 料



事前調査整理票①

神戸検疫所ホームページQR



The screenshot shows the homepage of the Kobe Quarantine Station. At the top left is the logo of the Ministry of Health, Labour and Welfare (厚生労働省) and the text "神戸検疫所". To the right of the logo are links for "文字サイズの変更" (Change text size) with buttons for "標準" (Standard), "大" (Large), and "特大" (Extra Large), and links for "本文へ" (To main text) and "職員採用情報" (Staff recruitment information). A blue button with a play icon and the text "お問い合わせ" (Contact us) is also present. Below this is a blue navigation bar with five items: "神戸検疫所のご案内" (Introduction to Kobe Quarantine Station), "神戸検疫所の業務内容" (Business content of Kobe Quarantine Station), "海外に渡航される方へ" (For those traveling overseas), "食品を輸入される方へ" (For those importing food), and "調達情報" (Procurement information). The "食品を輸入される方へ" item is highlighted with a red box. Below the navigation bar, there are two links: "食品等の輸入相談" (Consultation on food import) and "輸入食品関係参考資料" (Reference materials related to food import). The "食品等の輸入相談" link is also highlighted with a red box. At the bottom of the page is a wide photograph of the Kobe city skyline, featuring several tall buildings and a large white structure in the foreground.

事前調査整理票②



神戸検疫所

文字サイズの変更

標準

大

特大

▶ [本文へ](#)

▶ [職員採用情報](#)

▶ [お問い合わせ](#)

神戸検疫所のご案内

神戸検疫所の業務内容

海外に渡航される方へ

食品を輸入される方へ

調達情報

[ホーム](#) > [食品を輸入される方へ](#) > [食品等の輸入相談](#)

食品等の輸入相談

神戸検疫所では、食品等の輸入者や関係事業者の自主的な衛生管理の推進を図るため輸入前相談を実施しています。食品等の輸入手続き、検査命令や検査強化品目等の輸入時の検査体制、日本の食品添加物や残留農薬等の食品衛生法の規制等について相談を希望される方は、お気軽にご利用下さい。

スクロール



事前調査整理票③

4.相談時に用意する資料

相談アイテム毎に、下記の内容がわかる資料を製造者等より入手しご用意ください。

未加工食品	①輸出者、所在地 ②包装者、所在地
加工食品	①製造者、所在地 ②製造所、所在地 ③原材料(食品添加物を含む場合は、物質名、使用量) ④製造加工方法 ⑤容器包装の材質 ⑥保管方法 ⑦用途
食品添加物	①製造者、所在地 ②製造所、所在地 ③物質名 ④添加物製剤の場合は、成分 ⑤使用目的 ⑥容器包装の材質 ⑦保管方法
器具 容器包装	①製造者、所在地 ②製造所、所在地 ③食品が触れる部分の材質(組み合わせ器具の場合は、展開図、部品リスト)
指定おもちゃ	①製造者、所在地 ②製造所、所在地 ③材質 ④可塑化された材質の有無 ⑤可塑化された材質の場合は可塑剤の物質名 ⑥塗膜の材質 ⑦使用・販売方法(遊び方、対象年齢、販売先等)

*輸入者名(相談者が輸入者でない場合に限る)、自主検査予定項目、輸入予定港、輸入時期についても確認しますので、事前に確認をお願いします。(事前調査整理票を活用ください) また、商品サンプル、カタログ等がお手元にある場合は、必ず相談時にお持ちください。

▶  [事前調査整理票](#)

5.よくある質問

▶  [輸入相談Q&A](#) ▶  [厚生労働省ホームページ利用マニュアル](#)



OSAKA, KANSAI, JAPAN

EXPO
2025

©Expo 2025

4. 相談時の指導項目

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

輸入者責務①

食品安全基本法

第8条

1. 輸入者を含む食品等事業者は、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。



2. 事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。
3. 国又は地方公共団体が実施する食品の安全性の確保に関する施策に協力する責務を有する。

食品衛生法

第3条第1項

輸入者を含む食品等事業者は、自らの責任において輸入食品等の安全性を確保するため

- (1) 知識及び技術の習得
- (2) 原材料の安全性の確保
- (3) 自主検査の実施
- (4) 必要な措置

を講ずるよう努めなければならない。

基本的な事項

◎ 輸入食品監視指導計画 別表第2

食品分類毎の

- 輸入時における危害要因（代表的な事例）
- 事前の確認事項
- 定期的確認事項（初回輸入時を含む）
- 輸送及び保管時の確認事項

◎ 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）

◎ 乳及び乳製品の成分規格等に関する命令

（昭和26年12月27日厚生省令第52号）

令和6年4月1日に、食品衛生基準行政は、消費者庁に移管されました。



OSAKA, KANSAI, JAPAN

EXPO
2025

©Expo 2025

5. 相談室からのお知らせ

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

情報お知らせメールの活用

輸入食品等に関する情報をお知らせします

メールアドレスをご登録いただきますと、輸入食品等に関する通知等を電子メールでお届けします。

【お知らせする内容】

- 食品衛生法等法令の改正通知
- 命令検査に関する通知
- 指導検査に関する通知
- モニタリング検査に関する通知
- 業務説明会等に関する通知
- その他食品衛生に関する情報

【登録方法】

会社名及び所在地、登録者名、電話及びFAX番号、登録メールアドレスを電子メール登録申込用紙に記載し、神戸検疫所食品監視課(078-672-9662)宛てにFAX送信してください。

▶ [x 電子メール登録申込用紙](#)

お問い合わせ先

神戸検疫所食品監視課

輸入食品相談指導室

TEL 078-672-9655

登録方法

- 電子メール登録申込用紙を神戸検疫所食品監視課にFAX送信する
- 1社につき1メールアドレスの登録に限ります

【重要】配信元のメールアドレスに返信されても対応いたしかねます

ホームページの更新予定

4.相談時に用意する資料

相談アイテム毎に、下記の内容がわかる資料を製造者等より入手しご用意ください。

未加工食品	①輸出者、所在地 ②包装者、所在地
加工食品	①製造者、所在地 ②製造所、所在地 ③原材料(食品添加物を含む場合は、物質名、使用量) ④製造加工方法 ⑤容器包装の材質 ⑥保管方法 ⑦用途
食品添加物	①製造者、所在地 ②製造所、所在地 ③物質名
器具 容器包装	
指定おもちゃ	⑤可塑化された材質の場合は可塑剤の物質名 ⑥塗膜の材質 ⑦使用・販売方法(遊び方、対象年齢、販売先等)

- 「輸入相談Q&A」を更新
- 「厚生労働省ホームページ利用マニュアル」をリニューアル
⇒ 「輸入食品業務関連事項の調べ方」

*輸入者名(相談者が輸入者でない場合に限る)、自主検査予定項目、輸入予定港、輸入時期についても確認しますので、事前に確認をお願いします。(事前調査整理票を活用ください) また、商品サンプル、カタログ等がお手元にある場合は、必ず相談時にお持ちください。

▶  [事前調査整理票](#)

5.よくある質問

▶  [輸入相談Q&A](#) ▶  [厚生労働省ホームページ利用マニュアル](#)

ご清聴ありがとうございました

